

別紙11

大船渡市民文化会館ヤマハピアノ保守点検・定期調律業務委託仕様書

（目的）

第1 この業務は、大船渡市民文化会館のピアノを適切に点検・調律し、常に最高の状態に維持することを目的とする。

（委託期間）

第2 この業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（対象設備）

第3 この業務の対象となる設備は、次のとおりとする。

グランドピアノ 1台（ヤマハCFⅢS）

アップライトピアノ 1台（ヤマハYUS3DE）

（業務の方法）

第4 この業務の作業は、正規認定技術員（GPマスターコース以上修了者及び1級ピアノ調律技能士資格取得者）が行うものとし、必要により監督技術員を派遣するものとする。

（業務の回数と時期）

第5 業務の実施回数は次のとおりとし、実施時期は委託者の指定した日とする。

グランドピアノ 保守点検 年2回、定期調律 年2回

アップライトピアノ 保守点検 年2回、定期調律 年2回

（緊急時の措置）

第6 受託者は契約期間中において委託者から要請があった場合は、速やかに技術員を派遣し、点検整備等の適切な措置を取るものとする。

（保守点検の箇所）

第7 保守点検の箇所は次のとおりとする。

- ・ 棚板おさえ合わせ
- ・ 鍵盤調整
- ・ 鍵盤の高さ調整
- ・ 鍵盤の深さ調整
- ・ 打弦距離点検調整
- ・ ハンマー弦合わせ
- ・ ハンマー接近量の調整
- ・ ハンマードロップ量の調整
- ・ ハンマーバックストップの調整
- ・ ウィッペン合わせ
- ・ ジャック前後の調整
- ・ ジャック上下の調整
- ・ レペティションスプリングの調整
- ・ ダンパー調整

- ・ダンパーストップレールの調整
- ・ペダル調整
- ・ソステヌートペダル調整
- ・調律
- ・整音
- ・全体清掃
- ・その他、本業務の遂行に必要な事項

(安全確保)

第8 受託者は、作業を念入りに行うこととし、作業中の安全確保に配慮することとする。

- 2 受託者は、作業中において問題が生じたときは速やかに委託者に報告し、指示を受けるものとする。

(作業報告)

第9 受託者は業務終了ごとに委託者に点検調整報告書を提出し、承認を受けるものとし、故障、臨時の修理を行った場合も同様とする。

- 2 受託者は、機器の計装上の問題点がある場合は、その理由を付して委託者に文書を以って報告するものとする。

(費用負担)

第10 業務に要する機械器具、消耗品、雑材料等の費用は、受託者の負担とする。

- 2 ピアノの故障、磨耗のため交換を要する部品の費用は委託者の負担とする。